

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名

	業者名	住所
①	(株)生田組	高知県高岡郡四万十町古市町7-34
②	金村建設(有)	高知県宿毛市自由ヶ丘4-1

### 2. 指名停止措置期間

①、②ともに 平成25年6月28日 から 平成25年8月8日 6週間

### 3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

### 4. 事実概要

本件については、中村河川国道事務所が発注した「平成24年度 和田改良工事」において、平成25年1月16日、下請の金村建設(有)が覆工板(鋼材)をダンプトラックに積み込む作業中、労働災害防止対策が十分でなかったため、ダンプトラックの荷台で作業をしていた元請の(株)生田組の監理技術者がバランスを崩して転落し、滑り落ちてきた覆工板に胸部を直撃され死亡した。ダンプトラックは荷台に凹凸があり積載バランスが取りにくいにもかかわらず荷崩れ防止対策や、荷の積み方の積載状況の確認が十分ではなく、安全性の事前検討が不足していた。

### 5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第7号の措置要件に該当する。

#### 指名停止措置要領別表第1

措置要件	期間
(安全管理の不適切により生じた工事関係者事故) 7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上 4ヶ月以内

#### <問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

- 総務部契約課長 齋藤 忠俊 (内線2511)
- 総務部経理調達課長 下園 義朗 (内線6311)
- 総務部契約課長補佐 中村 正文 (内線2512)